

福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法第24条第2項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）個々の責務として求められる「地域における公益的な取組」として、福井県内の法人が連携・協働し、地域住民が抱える福祉課題の解決に向けた事業を行うことにより、法人の使命や役割を果たすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活困難者に対する総合相談・生活支援に関すること
- (2) 地域法人のネットワークづくり・地域の居場所づくりに関すること
- (3) その他目的達成に必要なこと

2 前項に規定する事業の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、本県内に所在する法人であって、本会の趣旨に賛同し入会申込をしたもので、会長が承認し理事会の同意を得たものとする。但し、本会の趣旨に賛同し入会を希望する本県外に所在する社会福祉法人が経営する県内の社会福祉施設を除外するものではない。

2 会員は、第3条に規定する事業に個々および相互に協働し、積極的に取り組むとともに、他の社会福祉法人、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

(会員の権利及び責務)

第5条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の決定に参加すること
- (2) 前号のほか、本会の運営について意見を表明すること

2 会員は、次の義務を負う。

- (1) 会費を納入すること
- (2) 本会の会則を遵守すること
- (3) 本会の決定事項を遵守すること
- (4) 本会の事業に対し協力すること

(会費)

第6条 会員は、別表に定める年会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名された場合には、すでに納入された会費は返還しない。

(退会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に書面をもってその旨を届け出なければならない。

(除名)

第8条 会員が会員たる義務、および本会の社会的信用を著しく毀損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員

(役員の数および選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 本会に会長1名、副会長2名を置き、理事の互選によりこれを定める。
 - 3 理事は、総会において互選する。
 - 4 監事は、総会において選任する。

(職務)

第10条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。
- 4 監事は、本会の事業および会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第11条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(理事会)

第12条 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項または総会により付託された事項
 - (3) 会員の資格審査に関する事項
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(専門部会等)

第13条 本会に必要なに応じて専門部会を設置することができる。

第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、毎年1回以上会長が招集し、これを開催する。

- 2 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
 - (2) 事業報告および決算に関する事項
 - (3) 会則の制定および改廃に関する事項
 - (4) 解散
 - (5) その他会長が付議した事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 5 議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 7 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

第5章 会計

(会計)

第15条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 庶務

(事務局)

第17条 本会の事務局は、社会福祉法人福井県社会福祉協議会内に置く。

附 則

- 1 この会則は、平成29年11月29日から施行する。
- 2 この会則の施行に伴い初めて選任される役員の任期は、第11条第1項の規定に拠らず、平成31年3月31日までとする。
- 3 この会則を施行した年度に限り、第6条第1項に規定する年会費は、別表各区分とも本会則の施行日の属する月の翌月以降、当該年度3月末日までを範囲とし、月割りした額（1,000円未満切捨て）を会費として請求することができる。
- 4 この会則は、令和3年5月20日から施行する。

[別表]

年会費

区分	年会費
前年度の事業活動収入額が 10億円以上	200,000円
前年度の事業活動収入額が 4億円以上10億円未満	100,000円
前年度の事業活動収入額が 4億円未満	50,000円